

参考資料

■語句の使い分け

○推進する

長崎市が、主体となって進める場合に用いる。

○促進する

長崎市以外が、主体となって進める場合、長崎市が支援する場合に用いる。

○まちづくり

地域をより良いものとするための様々分野における取組み。（長崎市よかまちづくり基本条例）

○都市づくり

都市計画の手法を用いたまちづくり。

○地区づくり

地区におけるまちづくり。

■用語集

※用語集の記載内容については、平成 28 年 3 月時点で公表されているものを掲載しています。

【あ行】

○移送支援サービス（いこーで）

長崎市が実施している、斜面地などに住んでいる高齢者が介護サービスを利用する場合や、病院に通うときなどに移送介護員が歩行介助などを行うサービス。

【か行】

○既成市街地

既に建築物が密集して建設されている土地や区域。

○既存ストック

既に整備されている道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設など。

○グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。新たなライフスタイルとして、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人・もの・情報」の行き来を活発にする取組みを進めている。

○車みち整備事業

斜面住宅地において今ある道路を活かしながら地域と一体となって、階段をスロープ化したり、道幅を少し広げるなど、地域の実情に応じた様々な工夫をしながら、車が通る道路をより早く整備する長崎市独自の事業。

○景観形成重点地区

景観行政団体が景観計画において、固有の景観イメージを保全、形成するような積極的な景観形成を重点的に進めるため定めた地区。

長崎市では、「東山手・南山手地区」「中島川・寺町地区」「館内・新地地区」「平和公園地区」「外海地区」「深堀地区」「高島北溪井坑跡地区」を景観形成重点地区として定めている。

○建築協定

住宅地の良好な環境や、商店街の利便をより高度に維持・増進する等を目的に、市町村の建築協定条例に基づき、一定の区域内の関係権利者全員の合意のもと、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

長崎市では、4つの地区で建築協定制度を活用したまちづくりが進められている。

○広域都市計画区域

複数の市町村に渡る都市計画区域。

長崎市では、諫早市、長与町、時津町の2市2町で構成される長崎都市計画区域が広域都市計画区域として指定されている。

○公共施設マネジメント

地方公共団体が保有する全ての公共施設等について、人口、財政状況、住民ニーズ、将来の都市像など勘案し、持続可能な公共施設へと見直す取組み。

長崎市では、平成23年度から取り組んでいる。

○交通需要マネジメント(TDM)

車の利用者の交通行動の変化を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系であり、道路渋滞、自動車排ガス問題などへの対応として、一人乗りマイカー通勤の削減、公共交通機関への転換、時差通勤など交通需要側への規制、誘導、啓発によって解決しようとするもの。

○高齢化社会、高齢社会、超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率と言い、世界保健機構(WHO)や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

○コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、交通事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは市町村自らが運行する乗合バス。

長崎市では、「外海線」「野母崎線」「香焼三和線」「琴海尾戸線」「高島線」「三和線」「池島線」「伊王島線」でコミュニティバスによる地域公共交通が運行されている。

【さ行】

○再開発地区計画

「再開発等促進区を定める地区計画」の略称。まとまった低・未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を誘導する制度。

長崎市では、「茂里町地区」「旭町地区」「新大工町地区」が再開発地区計画として定められている。

○再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、枯渇する心配がなく、繰り返し使うことができるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどがある。

○市街化区域

区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

○市街化調整区域

区域区分が行われた都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域。

○市街地開発事業

市街化区域または非線引き都市計画区域内において、一体的に開発または整備を図るための都市計画事業の一つであり、市街地再開発事業や土地区画整理事業などがある。

○自然的土地利用

農地、森林、原野、河川、水路などといった土地利用のこと。

○持続可能な都市づくり

人口減少と高齢化が進展するなかで、行政コストや生活の質、環境負荷等の観点から、持続可能な都市や地域を構築するための都市施策。

○指定管理者制度

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公共施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

○市民防災リーダー

長崎市が大規模災害に備え、地域を守り減災を図るため地域防災の推進役となる人材を育成する。

○斜行エレベーター

徒歩しか交通手段のない斜面市街地において、交通弱者といわれる高齢者や障害者の方でも安全で快適に移動できるエレベーター。

長崎市では、南大浦地区に整備している。

○斜面移送機器

徒歩しか交通手段のない斜面市街地において、交通弱者といわれる高齢者や障害者の方でも安全で快適に移動できる簡易型リフト。

長崎市では、市と民間企業共同で平成 11 年度より構想を進め、市内 3 箇所の市道階段部に設置している。

○循環型社会

大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

○生活利便施設

銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。

○世界遺産

国際連合教育科学文化機関ユネスコの世界遺産リストに登録されたさまざまな地域または物件。遺産は、世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に従い「顕著で普遍的な価値」を有するものとして選定される。

長崎市には、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する全23資産のうち8資産が所在し、また、世界遺産として登録を目指している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を構成する全12資産のうち3資産が長崎市に所在している。

○世界新三大夜景

（社）夜景観光コンベンション・ビューローが「夜景サミット2012in長崎」において認定した、世界を代表する夜景都市で、香港、モナコ、長崎の3都市が認定された。

○センターポール

景観的な配慮や路面電車の円滑な運行を図る事を目的に、電線の支柱を軌道の中心に集約するため設置するT字の架線柱。

○線引き・非線引き都市計画区域

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することを「線引き」（または「区域区分」）と呼び、線引きがされている都市計画区域を「線引き都市計画区域」と言う。また、線引きされていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」と言う。

○総合計画（長崎市第四次総合計画）

長崎市がめざす将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を明らかにしたもので、すべての市民と行政にとって共通のまちづくりの指針となる計画。長崎市第四次総合計画は、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、その実現に向けたまちづくりの基本姿勢を『つながりと創造で新しい長崎へ』としている。

○ゾーン30

歩行者や自転車の通行が優先される生活道路における安全対策の一つ。生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため区域を指定し、区域内における最高速度30キロに速度規制するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、安全性の向上を図るもの。

【た行】

○大規模小売店舗

多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設。大規模小売店舗立地法では、建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000㎡を超える店舗の事を指す。

○大規模小売店舗立地法

周辺地域の生活環境を保持するため、大規模小売店舗の設置と運営方法に配慮し、小売業の健全な発達をはかることを目的とする法律。

○地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

長崎市では、41の地区で地区計画制度を活用したまちづくりが進められている。

○地域高規格道路

地域発展の中心となる拠点を連結する、地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する道路。

○中核市

地方自治法に基づく、地域の中核的都市機能を備えた都市で、人口 20 万人以上を要件とする。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市なみの権限が都道府県より委譲される。

長崎市は平成 9 年に中核市に指定された。

○中心市街地活性化法

「中心市街地の活性化に関する法律」の略称。都市の中心となる市街地の都市機能を増進し、経済活力の向上をさせるための基本方針、基本計画の認定、特別措置などを定めた法律。

長崎市では、平成 11 年 6 月に「長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地活性化法の改正をうけて、新計画を策定し、平成 27 年 3 月 27 日付けで内閣府の認定を受けた。

○低床車両

路面電車やバスなどで、床面を低く作り、入り口の段差を小さくして乗降しやすくした車両。

○低炭素社会

地球温暖化を防止するため、自然が吸収できる量以内に二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を削減する社会。

○デマンド交通

デマンドは「要求、要請」の意味で、利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できるなど、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通形態の一つ。

長崎市では、琴海地区で運行されている。

○伝統的建造物群保存地区

文化財保護法により規定される都市計画法上の地域地区の一つで、伝統的建造物群およびそれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存するために定められる地区。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、保存条例に基づき保存計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。

長崎市では、平成 3 年 4 月に「東山手地区」「南山手地区」が国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

○都市機能（高次な都市機能）

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能を「都市機能」と言う。そのうち、都市圏を越え広域的に影響のある機能を「高次な都市機能」と言う。

○都市基盤

都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもので、道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設など施設。

○都市経営コスト

各種都市施設の整備・維持・更新等に係る費用。

○都市計画区域

市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

長崎市では、長崎、高島、伊王島、三和、琴海の5つの都市計画区域があり、市域全体の約7割が都市計画区域となっている。

○都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言う。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めた計画。

長崎県内には30の都市計画区域があり、平成16年5月に全ての都市計画区域マスタープランを策定した。その後、平成26年から平成27年にかけて全ての都市計画区域マスタープランの改訂を行った。

○都市計画道路

都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上などの観点から計画の決定などがされる。

○都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

○都市再生プロジェクト

長崎市が有する世界的にも価値の高い歴史や文化、観光資源を活用して交流人口の拡大を目指し、「国際観光文化都市・長崎の再生」を図る事を目的とした事業。長崎駅周辺地区の再整備や松が枝地区の国際観光船埠頭の整備など陸と海の玄関口の整備を行うとともに、まちなか再生などの都市の魅力の強化や、都市基盤施設の整備などによる回遊性の充実を図り、長崎市都心部の都市再生を戦略的・総合的に推進することが計画されている。

○都市施設

都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設。都市計画法では、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、下水道・電気・ガスなどの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団の土地の住宅施設、一団の官公庁施設、流通業務団地などが規定される。

○都市的土地利用

道路、住宅地、工業用地、その他の宅地といった都市に欠かせない土地利用のこと。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別計画区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害から国民の生命を守るため、都道府県が指定する土砂災害の恐れのある区域。「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。「土砂災害特別計画区域」は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

○土地区画整理事業

「土地区画整理法」により、未整備な市街地や市街地となる予定地で、宅地の利用を増進することと、道路や公園などの公共施設の整備をして、健全な市街地につくりかえる事業。

○土地利用の高度化

中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

【な行】

○長崎県にぎわいの都市づくり基本方針

暮らしやすく活力ある都市環境の形成を図るため、長崎県が策定した方針。この方針では、今後の都市づくりの基本理念として「コンパクトシティの構築」を掲げ、その実現に向けて、大規模集客施設の立地を適正に誘導するとともに、「まちなか」の活性化を強く推進することとしている。

○長崎国際文化都市建設法

原爆被災都市である長崎市を国際文化都市として建設するため、昭和24年5月に第五国会において可決された法律。この長崎国際文化都市建設法に基づいて様々な事業が展開され、長崎は平和と文化を象徴する特別都市として復興を遂げた。

○長崎さるく

「さるく」とは、まちをぶらぶら歩くという意味の長崎弁。「長崎さるく博'06」の開催を契機として、隠れた長崎らしさを発見し、市民が主役で進める観光まち歩きの実践の取り組み。

○長崎市バリアフリー基本構想

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行されたことに伴い、平成32年度を目標とし、短期的、集中的にバリアフリー化をすすめていく箇所の選定及び整備方針を定めることを目的として、平成25年度に長崎市が策定（改訂）した構想。

○長崎市よかまちづくり基本条例（自治基本条例）

長崎市が、まちづくりの基本的な考え方やルール、まちづくりのさまざまな担い手の役割分担などを定めた条例。この条例により、市民がまちに関心を持ち、まちづくりへの取り組みを出来る範囲で少しでも広げることにより、参画と共同によるまちづくりが活発になることが期待される。

○日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）

自然、歴史、文化、風景などをテーマとして、「訪れる人」と「迎える地域」の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指して形成する、美しい街道空間のこと。

長崎県西海岸の国道202号、35号、204号、383号などが「ながさきサンセットロード」として登録されており、長崎市はその一部を構成している。

○乗合タクシー

定員10人以下の自動車により運行する定時定路線型の運行を行う公共交通の一つの形態。

長崎市では、「金堀地区」「丸善団地地区」「西北地区」「北大浦地区」「矢の平・伊良林地区」で乗合タクシーによる公共交通が運行されている。

【は行】

○パークアンドライド

自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。

○ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的に、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

○パブリックコメント

行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

○ヒートアイランド

自然の気候とは異なった都市独特の局地気候で、郊外部に比べ、都市部は大量のエネルギーを放出していることから気温が高く、等温線が島のような形になる現象。

○風致地区

都市の中の樹林地や水面などの自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法に基づいて定められた地区。造成や建築などを行う場合に一定の制限がある。

長崎市では、14の地区で風致地区制度を活用した自然的景観の維持等が進められている。

○防火地域・準防火地域

市街地の不燃化を図るため、都市計画法に基づいて定められる地域。防火地域・準防火地域に指定された地区では、建物の規模により耐火建築物・準耐火建築物としなければならない。

○放射環状型幹線道路網

中心部と周辺を結ぶ放射状の道路と、その放射状の道路を相互に連絡する環状型の道路で形成される道路網のこと。中心部を通過することなく周辺部間を連絡する事が可能となる。

【ま行】

○まち・ひと・しごと創生総合戦略

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。

長崎市では、この「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成28年3月に「長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」と「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

○まちづくり3法

土地利用規制を促進するための「改正都市計画法（平成10年～平成18年）」、大型店の出店に対する新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法（平成12年～）」、中心市街地の空洞化を食い止める活性化活動を支援する「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年～平成18年）」の3つの法律の総称。

まちづくり3法制定後、集約を図り、賑わいを回復するコンパクトシティを進めるために、平成18年にまちづくり3法の改訂が行われた。

○まちぶらプロジェクト

「陸の玄関口」としての長崎駅周辺と、「海の玄関口」としての松が枝周辺の整備が進もうとする中、長崎の「まちなか」においても魅力に磨きをかけて賑わいを高める必要があるため、新大工から浜町を通り大浦に至るルートをまちなか軸として設定し、この軸を中心とした5つのエリアの魅力の顕在化や回遊性を促すため、今後10年間の取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめ、平成25年度から本格的にハード・ソフト両面から整備を進めている。

○緑の現況量

公園や山林、農地など、主に緑化された土地利用の現状を表す指標。

長崎市の緑の現況量は、近年横ばいで推移している。

○無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザイン。

【ら行】

○立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。福祉・医療・商業等の生活サービス機能や居住を集約したコンパクトなまちづくりを目指す「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成26年8月に施行され、この法律により市町村は居住機能や福祉・医療・商業等の都市施設の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」を都市計画区域内の区域を対象として作成することが出来るようになった。

○緑化協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図ることが出来る。

長崎市では、4つの地区で緑化協定制度を活用したまちづくりが進められている。

○連続立体交差化

道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。

○老朽危険空き家

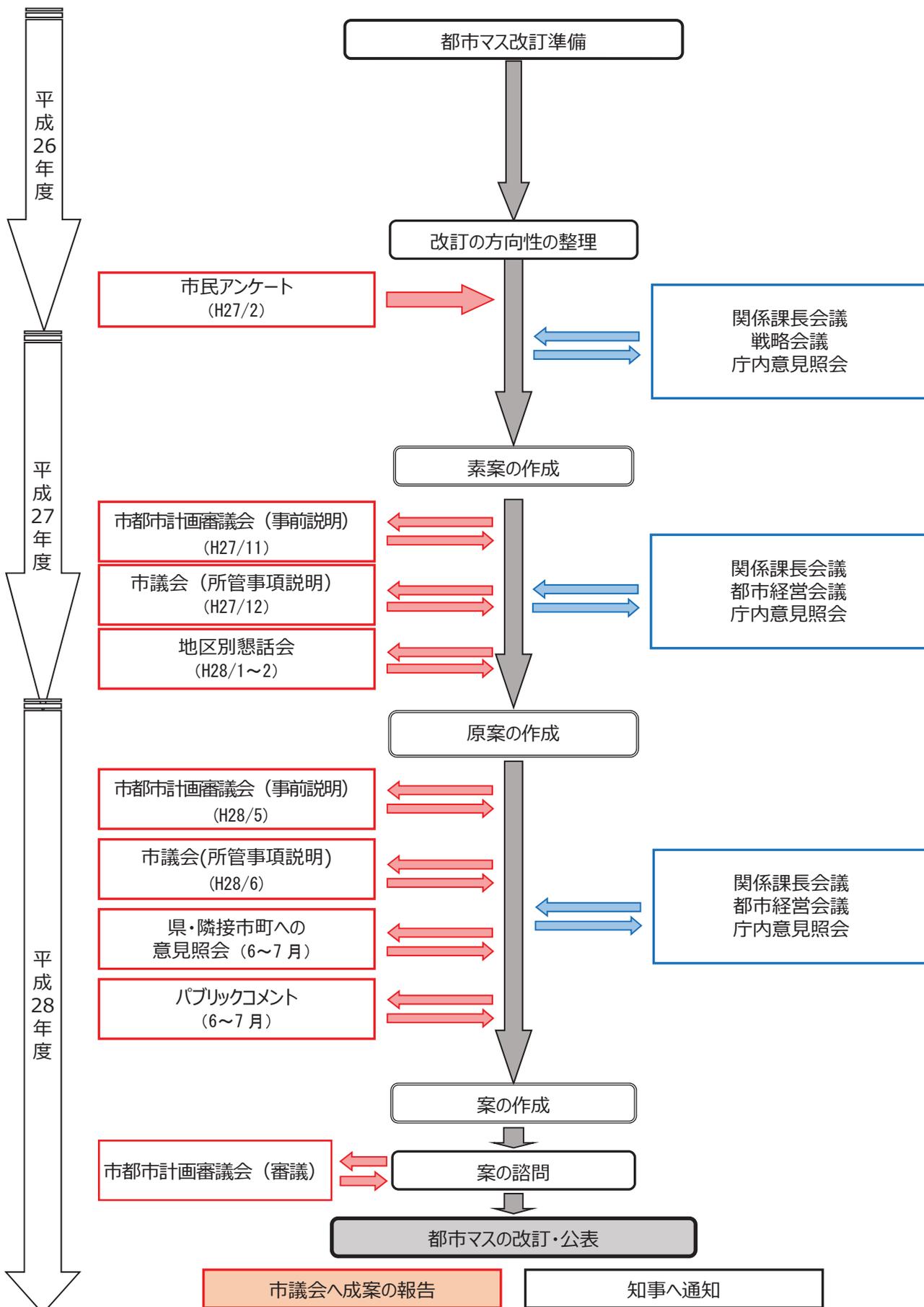
周囲に対して危険性があると判定された空き家。

長崎市では、要件を満たす老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う方に、その除却費の一部を補助する「老朽危険空き家除却費補助金」や斜面地において、所有者から土地と建物を長崎市に寄附し、解体後の土地の日常の維持管理を、地元で行うこと場合に老朽危険空き家を解体し、公共空間として活用する「老朽危険空き家対策事業」を行っている。

■関係課（室）一覧

部局	課(室)名
防災危機管理室	防災危機管理室
企画財政部	都市経営室、財政課、世界遺産推進室、 地域コミュニティ推進室
総務部	総務課、行政体制整備室
理財部	財産活用課、資産経営室、資産税課
市民生活部	自治振興課
原爆被爆対策部	調査課
福祉部	福祉総務課、地域包括ケアシステム推進室
市民健康部	地域保健課
こども部	子育て支援課
環境部	環境政策課
商工部	産業雇用政策課、商業振興課
文化観光部	観光政策課、文化財課、出島復元整備室
水産農林部	水産振興課、農業振興課、農林整備課
土木部	土木総務課、土木企画課、道路建設課、 土木維持課、用地課
まちづくり部	都市計画課(事務局)、みどりの課、 長崎駅周辺整備室、まちづくり推進室、 東長崎土地区画整理事務所、 まちなか事業推進室、住宅課、建築指導課
上下水道局事業部	事業管理課
消防局	総務課
教育委員会教育総務部	施設課

■改訂の経過



■改訂の経過（詳細）

平成 27 年 2 月 6 日 ～平成 27 年 2 月 20 日	市民アンケート実施(3,500 通発送)
平成 27 年 11 月 17 日	市都市計画審議会(事前説明)(都市マス改訂素案について)
平成 27 年 12 月 10 日	市議会(建設水道委員会)所管事項調査(都市マス改訂素案について)
平成 27 年 12 月 8 日～ 平成 28 年 2 月 4 日	自治会役員会等へ地区別懇談会の事前説明ならびに参加依頼 (14 回、計 152 名)
平成 28 年 1 月 10 日～ 平成 28 年 2 月 9 日	地区別懇談会開催 (11 箇所、参加者計 240 名)
平成 28 年 5 月 26 日	市都市計画審議会(事前説明)(都市マス改訂原案について)
平成 28 年 6 月 21 日	市議会(建設水道委員会)所管事項調査(都市マス改訂原案について)
平成 28 年 6 月 10 日 ～平成 28 年 7 月 11 日	パブリックコメントの実施(意見の提出 7 件(2 名)) 関係自治体(県・長崎振興局・諫早市・西海市・長与町・時津町)への 意見照会(意見の提出 15 件)
平成 28 年 11 月 18 日	市都市計画審議会(諮問)(都市マス改訂案について)
平成 28 年 11 月 21 日	市都市計画審議会(答申)
平成 28 年 12 月 6 日	都市計画マスタープラン改訂
平成 28 年 12 月 8 日	市議会(建設水道委員会)所管事項調査(都市マス改訂について)
平成 28 年 12 月 14 日	県知事報告

■地区別懇談会の開催状況

開催場所	開催日	参加人数
茂木地区公民館	平成 28 年 1 月 10 日(日)	27
三重地区市民センター	平成 28 年 1 月 21 日(木)	29
野母崎行政センター	平成 28 年 1 月 22 日(金)	16
南部市民センター	平成 28 年 1 月 25 日(月)	(積雪のため中止)
西浦上支所(北公民館)	平成 28 年 1 月 26 日(火)	21
高島ふれあいセンター	平成 28 年 1 月 27 日(水)	16
東部地区にこにこセンター	平成 28 年 1 月 28 日(木)	23
市民会館 アマランス	平成 28 年 1 月 29 日(金)	25
伊王島開発総合センター	平成 28 年 2 月 4 日(木)	31
西公民館	平成 28 年 2 月 5 日(金)	22
琴海南部文化センター	平成 28 年 2 月 8 日(月)	15
三和行政センター	平成 28 年 2 月 9 日(火)	15
合計		240

■地区別懇談会の様子





長崎市都市計画マスタープラン

平成 28 年 12 月改訂

編集
発行 長崎市都市計画課

TEL 095-829-1169

FAX 095-829-1168

E-mail : toshimasu@city.nagasaki.lg.jp

